令和3年度子どもパスポート事業業務委託企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり公示します。

令和3年2月15日

岡山市長 大森 雅夫

1 目的

子どもパスポート事業業務を実施するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施 し、受託事業者を特定するものです。

2 業務の概要

- (1)委託名 令和3年度子どもパスポート事業業務委託
- (2)業務内容 別添仕様書(案)参照のこと。
- (3)委託期間 契約日から令和4年3月31日まで
- (4)概算予算額 総額8,000,00円(消費税及び地方消費税を含む。)以内
- (5) 支払条件 完了後払い
- (6) 契約保証金 契約保証金 (契約金額の10/100以上の額)

本契約に係る契約保証金の種類は、①契約保証金の納付、②有価証券の提供、③銀行等の金融機関の保証、④履行保証保険による保証のいずれかとする。また、提出書類については契約書の作成期日の午後2時までに提出すること。

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び岡山市契約規則 (平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。)第2条第1項に掲げる者で ないこと。
- (2)参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市競争入札 参加資格及び審査等に関する事項について(昭和61年市告示第120号)に基づき、岡 山市一般競争(指名競争)入札参加資格有資格者名簿に登載され、「役務」部門で、 業種「イベント」に登録があること。
- (3) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止 基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。

4 日程及び期限

内容	日程·期限
仕様書 (案) 等の交付	公示日~令和3年3月17日(水)
仕様書(案)等に関する質問受付	令和3年2月26日(金)午後5時まで

仕様書(案)等に関する質問回答	令和3年3月5日(金)午後5時までに掲載
企画提案書の提出	令和3年3月17日(水)午後5時まで(必着)
ヒアリングの実施	令和3年3月26日(金)
審査結果の通知	令和3年4月1日(木)頃

5 仕様書(案)等の交付方法

岡山市ホームページ(事業者情報>入札・契約>その他の入札情報>企画競争・その他>令和3年度)からダウンロードすること。

ホームページアドレス

https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-13-0-0-0-0.html

6 仕様書(案)等に関する質問の受付及び回答

仕様書(案)等に関する質問を受け付けます。ただし、評価基準の配点等、審査に支 障をきたす質問については受け付けません。

(1) 受付方法

電子メールで、メールの件名を「【企画競争質問】子どもパスポート事業業務委託」として、岡山市財産活用マネジメント推進課へ【様式1】質問書により提出すること。電子メール: zaisankanri@city.okayama.lg.jp

(2) 回答方法

岡山市ホームページ(事業者情報>入札・契約>その他の入札情報>企画競争・その他)へ掲載します。

7 提案にあたっての留意事項

- (1) この事業の趣旨を十分に理解し、自由かつ柔軟な発想で提案を行ってください。
- (2) 事業の条件は仕様書(案)のとおりです。
- (3) 具体的な実施事業の内容は、提案に基づき、関係機関との調整等も含め、岡山市との協議により最終的に決定します。

8 企画提案書の提出

(1)提出方法

岡山市財政局財務部財産活用マネジメント推進課宛に、「子どもパスポート事業業務 企画提案書在中」と朱書きの上、持参又は郵送により提出してください。

郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により送付してください。(提出期限必着)

(2)提出書類

- ①企画競争参加申請書【様式2-1】
- ②事業実績について【様式2-2】
- ③実施体制について【様式2-3】
- ④企画提案書(様式は自由、カラー印刷、A4判) 提案にあたっては次の事項について提案してください。

- ア 公共施設の最適化
- (ア) 各公共施設の利用者の増加案
- (イ) 連携している他の市町からの利用者の増加案
- イ 子どもの環境の向上
- (ア)子どもが、岡山連携中枢都市圏や地域に興味を持つきっかけとなる企画案
- ウ 企画提案の独自性等
- (ア) オリジナル性が高く、独自のアイデアが含まれた企画
- (イ) パスポート印刷以外の企画提案事業の内容や実施回数等
- (ウ) 事業の情報発信の内容や方法
- (エ) 新型コロナウイルス感染症への対策
- エ 事業の実施スケジュール
- ⑤見積書(様式は自由)
- (3) 提出部数 各17部
 - ・社名、代表者印(岡山市に届け出た使用印)のあるもの1部(正本)
 - ・社名、代表者印のないもの16部(副本)
- (4)注意事項
 - ①連絡先(電話番号、電子メールアドレス等)をご記入ください。
 - ②仕様書(案)等に関する質問回答を確認のうえ、提出してください。
 - ③提出期限までに提出されなかった提案書は、いかなる理由でも特定されません。
 - ④提案書の提出期限後の差し替え、再提出は認めません。

9 特定方法等

(1) 審査体制

子どもパスポート事業業務委託企画競争委員会(以下「委員会」という。)で審査 を行い、最適な提案者及び次順位の提案者(次点)を特定します。

- (2) 審査方法
 - ①委員会は、提出書類及び提案者へのヒアリングにより、審査項目について審査を行います
 - ②委員会は、評価基準をもとに100点満点で審査し、その合計点数により最適な提案者及び次順位の提案者(次点)を特定します。
 - ③提案者ごとの評価得点(各委員の評価点数の平均点(小数点第2位切捨て))が、 50点未満の提案については特定しません。
 - ④最適な提案者が複数あるときは、「(4)評価基準」の委託料の得点が最も高い提案者を最適な提案者とします。
 - ⑤上記④により最適な提案者の合計点数及び「(4)評価基準」の委託料の得点が同じ場合は、くじ引きにより最適な提案者を特定します。
- (3) ヒアリングの実施
 - ①発表時間は1事業者につき20分以内とし、その後委員から質問があります。
 - ②ヒアリングへの出席は1事業者4名以内とし、ヒアリングに用いる資料は、事前に

提出された企画提案書及び見積書に限ります(プロジェクター等の機器の使用は不可)。

③ヒアリングの詳細な日時、場所については後日お知らせします。 なお、提案者が1社の場合でもヒアリングを実施します。

(4) 評価基準

別紙「子どもパスポート事業業務委託企画競争評価基準」のとおり

(5)提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに提案者が、次のいずれかに該当する場合には失格とします。

- ①「3 参加資格」を満たさなくなった場合
- ②提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった 場合
- ⑤提案者がヒアリングに出席しない場合
- ⑥「(4)評価基準」に定める評価基準の各項目の評価点数の合計に一つでも 0 点がある場合
- (7)見積額が概算予算額を超過している場合
- ⑧その他委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合
- (6) 特定結果の通知

最適な提案者に対しては提案書を特定したことを書面で通知します。特定されなかった提案者へは提案書を特定しなかったことを書面で通知します。

10 契約手続等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じません。

委員会で特定された最適な提案者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとします。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの 間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者(次点)と協議できるものとします。

11 その他留意事項

- (1)提案書の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とします。
- (2)提出された提案書等は、審査以外には使用しません。
- (3) 特定しなかった提案書は、原則として返却します。返却が不要な場合は、提案時にその旨をお知らせください。
- (4) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とするとともに、提案者に対しては指名停止を行うことがあります。

- (5) 提案書は、岡山市情報公開条例(平成12年市条例第33号)の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となります。ただし、提案書特定期間中は、同条例第5条第1項第2号の規定により、開示の対象としません。
- (6) この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容(予定)価格ではありません。
- (7) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び 円とします。
- (8) この企画競争は、契約規則及び岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱に定めるところによります。
- (9) 令和3年3月31日までに、岡山市議会及び岡山連携中枢都市圏の連携市町で本業務に係る令和3年度予算の議決が得られないとき又はその予算の執行の承認が得られないときは、契約を締結しません。

なお、その場合の提案者における損害については、岡山市は一切負担しません。

【提出先・問合せ先】

岡山市財政局財務部財産活用マネジメント推進課(岡山市役所本庁舎5階)

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電話: (086)803-1150 FAX: (086)803-1760

電子メール: zaisankanri@city.okayama.lg.jp